

「リカードウ評伝」の試み(1)

—生涯・学説・活動—

中村 廣治

周知のようにリカードウ (David Ricardo, 1772-1823) は、スミス (Adam Smith, 1723-90) の経済学を継承し、古典派経済学 (Classical Political Economy) を頂点に高めた経済学者として著名である。まさにそのために彼の経済学は、一方ではマルクス経済学、他方では現代の経済学双方の源流をなし、その意味で古典としてだけでなく、現代に「生きている古典」としても、不動の位置を占めている。もとよりその間に、彼の評価はさまざまに変動したが、いわゆる「限界革命」期以降の試練も乗り越えて。

本稿は、彼の経済学とその基底にある思想との生成・発展を、彼をとりまく環境や時代と重ね合わせ、彼の生涯を通じて明らかにしようとする試みの発端をなす。彼の思想や理論に基づく諸活動も射程に納め、彼の人間性や社会の福祉と発展を願った誠実な姿勢、そのために孤軍奮闘さえ辞さなかった諸活動も、行論のうちにおのずから示されよう。

リカードウの比較的短い生涯は、幾つかの観点から時期区分することができるが、証券取引を本業とし、経済的時事評論家としても活躍する時期 (ほぼ「地金論争」期まで) を「第1期」または「初期」とし、「第2期」または「中期」は、「穀物法論争」から主著『経済学および課税の原理』公刊を画期とする彼の経済学の本格的成立までとする。そうしてそれ以降逝去に至るまでを「第3期」または「後期」とする。この時期は、『原理』改訂と1820年以

後の庶民院議員としての活動および彼の死によって中絶したマルサス (Thomas Robert Malthus, 1766-1834) との「不変の価値尺度」論争を含んでいる。

序 章 デイヴィッド・リカードウの生涯・第1期

1 デイヴィッド・リカードウの父祖たち

デイヴィッド・リカードウはポルトガル系ユダヤ人 (Sephardi, Sephardim [pl]) の証券仲買人 (stock-broker), エイブラハム・イズライアル・リカードウ (Abraham Israel Ricardo, 1733-1812)¹⁾ の三男として, 1772年4月18日, ロンドンに生れた。まず簡単に, その家系を辿ることから始めよう。それが彼の生涯や思想と深く関わるから。

彼の家系は, アムステルダムのユダヤ教会の記録によって, 数代前まで遡ることができる。それによると, 元来の家名はイスラエル。リカードウというイタリア系の家名は, 1720年頃から使われ始める。

16世紀末, イベリア半島で吹き荒れた「異端審問」(Inquisition) のもと, やむなくキリスト教に改宗して Marranos または隠れユダヤ教徒 (crypto-Jew) となるが, その難を逃れて, この時期, ユダヤ人の逃避先の一つ・イタリア西岸のリヴォルノ (Livorno) に移住してユダヤ教徒に戻り, 次いでアムステルダムに移ったようである (Cf. *The Works and Correspondence of David Ricardo*, edited by P. Sraffa, 10 vols., 1951-55 and Vol. XI, *General Index*, 1973, Vol. X, pp.17-8 and J.P. Henderson and J.B. Davis, *The Life and Economics of David Ricardo*, 1997, p.81. 以下, 前者は所在の巻・ページを [X, p.17], 後者は [Henderson, p.81] として, 関連個所未尾に附記する)。

当地に移住したイスラエル家の当主は, 他のイスラエル家と区別するため, リヴォルノのサミュエル・ヴァン・モーゼス・イスラエル (Samuel van Mozes Israel of Livorno) と呼ばれ, 1692年に没した時, この地に宝石商としてすでに30年暮らしていたという記録から逆算すると, 1660年代初め頃に来住したことになる (Cf. Henderson, p.81)。アンダルシア出のスペイン貴族 (grantee) というのは²⁾, 後世の伝記作家の創作である (Cf. X, p.17/Henderson,

p.80)。当時のアムステルダムは、英国の「航海条例」(Navigation Acts, 1651-1849) 制定以降、その繁栄に陰りを見せ始めるが、なお金融（外国為替・証券取引等）のヨーロッパ的中心だった。

彼の息子のダヴィッド・イスラエル (David Israel) は、1652年にリヴォルノで生れたから、10歳の頃、当地に来たことになる。彼は商人となり、1692年に同じポルトガル系の娘と結婚し、晩年の1720年頃からダヴィッド・イスラエル・リカルド (David Israel Ricardo) を名乗る。これがその家名の最初。リヴォルノではきわめてありふれた姓ということである (Cf. X, pp.17-8/ Henderson, p.81)。

彼の息子のヨゼフ・イスラエル・リカルド (Joseph Israel Ricardo, 1699-1762) は、アムステルダム証券取引所の高名な証券仲買人となり、一代でかなりの財をなした。彼は1721年に同じポルトガル系のクリスチャンのハンナ・アバズ (Hannah Abaz, d. 1781) と結婚して4男2女、恐らく1女 (Rebecca と Ribca [ともに生没年不明] の二つの名が挙げられているが、後者は前者のヘブライ名ということだから) を儲けた³⁾。その末息子の Abraham Israel Ricardo (1733-1812) がデイヴィッド・リカードウの父である (Cf. Henderson, pp.81-3. 1736年まで、アムステルダム・ユダヤ教会に生年の記録がない。Abrahamの生年については、註1), 参照)。

七年戦争 (1756-63) ではオランダは中立国だったから、アムステルダム証券取引所では英国証券への投資や取引が活況を呈した。この機に乗じてヨゼフは、英国債、東インド会社・南海会社・イングランド銀行の株式等の取引を行った。この間に彼の業績は急膨張する。その一端は、彼のヴィッセル銀行 (Wissel Bank) の預金口座の推移から窺うことができる。年平均残高 (1743-50年) は300ギルダーほどにすぎなかったが、戦争 (1756-63) 開始後は37,000ギルダーを超え、飛躍的に増加しているから (Cf. Henderson, p. 84.)。

英国証券取引の増加とおそらくロンドン証券市場の興隆を見越して、信頼すべき家族の一員をロンドンに常駐させるのが一家にとって、またアムステルダムの他の関係証券業者にとっても、大いに便宜と考えられて、末息子の Abraham Israel Ricardo がロンドンに派遣される⁴⁾。

彼は1760年にロンドンに来て、証券取引業者(stock-jobber)となる。ロンドン証券取引所会員としてのユダヤ人・証券仲買人(stock-broker)の定員は12名に限られていたから(Cf. X, p.22/Henderson, p.106.)⁵⁾。彼は営業の拠点を、取引所小路(Exchange Alley. コーンヒル [Cornhill] とロンバード街 [Lombard St.] の間。Cf. Henderson, p.91.)のジョンナサン＝ギャラウエイ喫茶店(Johnasan's and Garraway's Coffee House)内に構え、英国債等の取引を主としてアムステルダムの生家や同業者たちのために行った。しかし翌年には、早くも独自の取引を行っていることが分かる(Cf. X, pp.21-2/Henderson, p.105)。

彼が当初からロンドンに永住する予定だったことは、到着早々の1760年にロンドンのユダヤ教会(Bevis Marks Synagogue)の会衆に加わっていることから明らかだ。教会は会衆の負担によって維持されるが、各自の分担額はその財産や年収に応じて、21歳以上の信徒から任命される委員会によって査定される。当初の彼の分担金は1ポンドであった。翌年には1ポンド6シリング8ペンスに引上げられた。1764年の査定表によると、年負担額は最低2シリング8ペンスから最高18ポンド15シリングに及ぶが、そのなかで彼の負担額は2ポンドとなっている(Cf. X, p.21/Henderson, p.105)。彼の業績の着実な伸長を反映している、と推察される。

1769年、同じポルトガル系ユダヤ商人のデルヴァル(Abraham Delvalle, 1731-1785)の娘・アブゲイル(Abgail, 1753-1801)と結婚し、夭折した子供を含めて、少なくとも、11男6女もの多くの子女を儲けた(Cf. X, p.24/Henderson, p.109.)。息子たちはもはや教会名としてもイズライアルを付さず、たんにリカードウを姓とする。

彼は1772年に英国に帰化し、翌年、念願の取引所会員としての証券仲買人になる。1784年までこれを続け、それを義弟(Isac Delvalle)に譲ったようであるが、その後も、生涯、業務を続けた。1799年、60歳を超えた彼が、取引所の再組織方針を議する委員会の委員に選ばれた(半年後に辞任)。再組織の目的の一つが不誠実な取引をいかにして防ぐかにあったから、彼が業界において「誠実で尊敬すべき」長老としての名声を得ていたことが分かる。1801年に再組織された取引所の新規則では、会員は毎年選挙で選ばれることに

なったが、彼は20名ほどの選挙によらない「特権的会員権所有者」(privileged proprietor)の一人に認められた (Cf. X, p.23.)。

他方彼は、ユダヤ教会会衆のなかでも、次第に重きをなすようになり、1781年、教会の日常的運営にあたる執行機関・モハマド (Mohamad) の一員 (この時の任期は1年) に選ばれ、以後、ほぼ4年ごとに5回選出される。これは時間をとる奉仕のため、辞退する者が稀ではなかったが、彼はこれを都合21年間も熱心に勤め、また教会財産の運用を図るブローカーとしても、教会を支える柱となった (Cf. X, pp.23-4/Henderson, pp.105-7)。このようにエイブラハムは、業界・ユダヤ社会双方において、有数の存在となった。

結婚以来1773年まで、エイブラハムはブロード街36番地 (36 Broad Street) に住み、次いで夫人の実家・デルヴァル家に近いバリ街1番地 (1 Bury Street) に移り、ここで19年間を過ごした。1792年、一家はシティ外のバウ近くのオールド・フォード (Old Ford near Bow) に転居した。はじめの子供4人はブロード街、次の11人はバリ街で生れた (Cf. Henderson, p.109.)。

デイヴィッドの弟・モーゼス (Moses, 1776-1866) によると、彼らの父は「りっぱな知性の持ち主であったが、教育を受けていなかった (uncultivated)。彼の先入見は著しく強く、そのため彼は、宗教・政治・教育等に関して、調べもせず信仰に基づいて、先祖伝来の見解をとり続けた」(X, p.5)。

長男のジョウゼフ (Joseph, 1770-1847) は早く自立してアメリカに渡り、事業に失敗して1807年に帰国し、帽子商となった。次男のエイブラハム (Abraham, 1771-1839) には知的障害があり、三男のデイヴィッドが家業の後継者として属望されることになる (Cf. X, pp.54-5)。

2 デイヴィッド・リカードウの少年時代

デイヴィッドの幼年時代については、ほとんど知られていない。少年時代についても、モーゼスが兄の死後公表した「覚書」(A Memoir of David Ricardo, in *The Annual Biography and Obituary, for the year 1824*, in X, pp.3-13.) において、「商業界で生活する定めの人々」が「通例」受けるほどの教育を受け、若い時にオランダに送られた、と記す以外はほとんど何も分

からない (X, p.5)。ロンドンのユダヤ教会付属の学校があったが、それは貧しい家の子弟が通う慈善学校であって、受入数も限られ、「裕福な」父をもつデイヴィッドの行く所ではなかった。恐らくロンドンに数多く存在した私学校 (private school) で初等教育を受けたと考えられる (Cf. Henderson, p. 146)。

デイヴィッド自身が後に述べたように、彼は「11歳から13歳までアムステルダムの伯父の家に住んだ」(X, pp.206-7)。彼がそこに送られたのは、弟のモーゼスによると、家業の証券取引を覚えるためだけでなく、父・エイブラハムが「非常に高く評価している学校に入る」ためであった (X, p.3)。

ここで彼は商業教育を受けたともいわれるが、スラッフアによると、当時、アムステルダムには、その種の「高く評価」される学校は存在しない (Cf. X, p.31, n.1)。当地のユダヤ教会付属の初級学校・Talmud Tora (通例, 5～13歳) および上級学校・Ets Heim (スピノザ [Baruch Spinoza, 1632-77] の出身校) が名声高かった。おそらくデイヴィッド少年は、父の意向により、成人前の宗教教育も一つの大きな目的として前者に送られた、と推定されている (Cf. X, pp.30-1)。

帰国後彼は、ユダヤ教の伝統に従って13歳の誕生日に成人式 (bar mitzvah) を終え、さらに好む事柄を学んだようだ。彼の場合、それは地質学、化学、数学であったろう。

デイヴィッドの職歴は、1786年、14歳の時、父の事務員およびメッセンジャーとして雇われたことに始まる。例えば父が、証券仲買人として東インド会社株の売買を仲介したとする。デイヴィッド少年は名義書換のため東インド会社に走り、多くの商人が口座をもつイングランド銀行に代金決済のため駆けつける。このような父の業務のいわば手伝いを勤めるうちに、彼はさまざまな証券取引業務を見習い、次第にそれに精通するようになる。すでに触れたように、父は業界において「誠実で尊敬すべき」業者という名声を博していたが、やがてデイヴィッド自身もそのように認められるようになる。ちなみに、この世評はきわめて重要だ。というのは、この業界では不誠実な取引が少なくなく、しばしば、とかくの風評が立ったから。

1792年にリカードウ一家は、証券取引所にもユダヤ教会にも近いシティ内

のユダヤ人居住区・バリ街から、ロンドン・ウォール外東端のオールド・フォード (Old Ford) に転居する。大家族で住居が手狭になったこと、エイブラハムがほぼ60歳に達し、信頼するにたる息子も20歳になり、家業を引き継がせる年ごろとなって自分の仕事を縮小してもいい、と考えたからだろう。勿論その後も、彼は「商人」として証券業務を続け、ユダヤ教会との緊密な関係を保ったが。しかしこの転居が、彼の予期しない異変をもたらすことになる。デイヴィッドは多感な青春期を迎えていた。

3 デイヴィッドの結婚と自立

オールド・フォード転居の頃、デイヴィッドは20歳。それまで彼は、ユダヤ社会とユダヤ教のなかで育った。家庭内は勿論、居住地のバリ街はシティ内のポルトガル系ユダヤ人社会の中心であり、ユダヤ教会にも近い。職場もユダヤ系の同業者が多い。彼はいわばユダヤ人とユダヤ教の雰囲気にも包まれて育ち、そのなかで家業に従事し、生活してきた。これに対してオールド・フォードは、それらのどれからも離れ、当時はまだ牧場と農園に囲まれていた。自然科学に強い関心をもつ彼は、そこから合理的精神を学び、身につけたに違いない。しかも彼の著しい特徴をなす徹底して考え抜く性向を重ね合わせると、少なくともユダヤ教(恐らくは宗教一般)への懐疑を育みつつあった、と考えられる。そのような素地なしには、恋愛・結婚を機に棄教して、生れ育った家族と社会に訣別することを決断できなかつたろう。その後彼は、事実上、無宗教、というよりおそらく宗教的不可知論者として過ごしたと思われる⁶⁾。晩年に彼の示す徹底的な宗教的寛容の信念は、不可知論者に最も相応しいように思われる。それは、宗教に関する言論の自由に関連して、「私は寛容に関する私の原理をずっと先まで進めます」と記した後に、「他の人々よりも無神論者の口を封ずるのが一層適切、とする理由はない」(IX, p.278)、というものだった⁷⁾。

このように20歳に達する頃、やがて現実に示されるように、彼は証券取引業者として自立する力量は勿論、父祖の伝統から離脱して自立する精神をも兼ね備えるにいたった、と考えられる。

転居した近くに、クエーカー教徒の外科医、エドワード・ウィルキンソン

(Edward Wilkinson) 一家が居を構えて久しかった。近所づき合いのうちに、デイヴィッドは、その長女・プリシラ (Priscilla Ann, 1768-1849) と親しくなり、やがて恋におちた。ユダヤ教徒もクエーカー教徒も宗旨外の者との結婚を禁じられていた。両家とも二人の結婚を認めるはずがない。しかし二人とも結婚の意思が固く、家を離れるざるをえなかった。両家の父は激怒し、デイヴィッドの母は、終生、彼を許さなかった (彼女の死 [1801年] 後、漸く父と和解する)⁸⁾。

二人は「認可状」(license) によって、1793年12月20日に、ランベス教区教会 (parish church of Saint Mary Lambeth) で結婚した。当該教区内にどちらか一方が結婚前に15日以上居住すると、「認可状」が得られる (Cf. X, p. 38)。

二人は初め1年半ほどブルックス・プレイス1番地 (1 Brooks Place) に住み、その後、近くのケニントン・プレイス、ニュー・ビルディング (New Building Kennington Place) 7番地、次いで5番地に転居した。ケニントンへの移転は、長男・オズマン (Osman) の誕生が近づいたためと考えられる。1802年までここに住み、次いでロンドン東端のマイル・エンド (New Grove Mile-End) に移住した (Cf. X, pp.46-7)。

デイヴィッドは14歳から約6年間、父のもとで習得した証券取引業務で身を立て、着実に業績をあげる。彼自身の才腕は勿論だが、父・エイブラハムの業界での名声や独立を余儀なくされた事情への同情も、与かって力あったろう。彼の業績を示す直接の証拠はないが、結婚約1年半後、夫人と長男を伴って、当時流行の行楽地・ブライトン (Brighton) を訪れている。夫人のプリシラは、3歳ほど年上の「姉さん女房」。かなり派手好きな上昇志向の強い女性と推察される (多分、彼女の薫陶から、デイヴィッドの子供達は、ユダヤ人の血を引く彼らの出自を隠すことに努めたと考えられる)。おそらく彼女の発意でブライトンを訪れたと思われるが、そこで彼らは、かなり贅沢に過ごしている。その一端を窺わせるのが、義弟・ウィルキンソン (J. H. Wilkinson) 宛の1795年9月10日付の手紙である。それによると、現在の住居より立派な5寝室、居間2つの大きな家を借りて、週・4ギニー (1ギニー=1ポンド1シリング) もの「法外な価格」を支払って、楽しく過ごしている

(X, p.110)。ケニントンの家賃が年額30ポンドほど（週家賃・約12シリング）だったから、確かにそれは7倍もの「法外な」家賃に違いなかった。そのような余裕を許すほど、裸一貫から出発して、すでに稼得していることになる。20歳代半ばには、早くも業界で「計算上手の誠実な」ひとかどの者と認められる。

以前から彼は、余暇に自然科学、とくに地質学・化学・数学に関心をもっていたが、1799年、家族連れで著名な温泉保養地・バース（Bath）に遊んだ折と伝えられるが、偶然、スミスの『国富論』（*An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations*, 1776）を手にし、以後、これに傾倒する。1809年、「金の価格」（*The Price of Gold*）を『モーニング・クロニクル』（*The Morning Chronicle*）紙に寄稿して「地金論争」に加わるまでの約10年間、彼は『国富論』を中心に、『エディンバラ評論』（*The Edinburgh Review*）誌等を読んで経済学を学び、業務の余暇には経済学への関心を共有する同業のトラウア（*Hutches Trower*, 1777-1833）と愛好の問題について論じ合った（*Cf.* VII, p.346）。

4 業界における成功

1811年9月26日付のJ. ミル（*James Mill*, 1773-1836）宛の手紙は、近くシティ内に転居する、と報じている（*Cf.* VI, pp.52-3.）。それは年額480ポンドもの「恐るべき」（*formidable*）家賃を要する住居だが、詳しく調べてみると「それほど恐るべきものではない」ことが分かり、結局、夫人の熱意に屈した、と（*Ibid.*, pp.52-3）。これがグロブナー・スクエアのアップパー・ブルック街56番地（56 Upper Brook Street, Grosvenor Square）の住居（現在は米国大使館所在地の一部。その庭園の見事な黄水仙がロンドンの早春を告げる）。当時は熟練労働者の年間賃金でさえ50ポンドを超えることは少なかった。この家賃が「それほど恐るべきものでない」とすれば、堅実な彼の性格からすると、彼の稼得は、少なくとも年間数千ポンドを下らなかつたろう。彼は夫人との間に、8人（3男5女）の子女を儲ける。彼は、政府（大蔵大臣）が国債（3パーセント確定利付き永久公債、いわゆるコンソル[*consols*]）を発行する際、その引受人にあたるローン・コントラクター（*Loan Contrac-*

tor)に応募して指名されるほど、業界屈指の地歩を占める。引受に成功したのは1807年が最初のこと、彼は漸く30歳代半ばに達したばかりの時である。従来は例えばゴールドスミット (Goldsmid) やベアリング (Baring) 等の有力商会の主が指名されるのが常だったが、この時はじめて、証券取引業者のバーンズ (J. Barnse), スティアーズ (J. Steers), リカードウおよび他1名 (姓名不詳) の4人組が1,420万ポンドを引受ける。彼らは各自の応募リストに名を連ねた応募者達の総会において、その公正な分配に感謝の「決議」を受け、記念の銀壺を贈られている (Cf. X, pp.125-7.)。本来引受人は、応募者に分配後の残りを自分の分け前とするのが原則。しかしこの「決議」は、利益が上がると予想されると、応募者への分配を削減して自分の利益を増やすのが引受人の慣行だったことを、示唆するように思われる。彼が「誠実」の名声を得る所以である。

以後数年は不成功に終わったが、1811年から15年まで、リカードウ組は連続して成功する。とくに1815年の分は劇的な成功をもたらし、彼は巨万の富を掴み、業務から徐々に隠退することを決意する。それ以前にすでに隠退を考えつつあったことは、1814年に、ロンドンの住居とは別にグロスターシャー、ミンチンハンプトン (Minchinhampton, Gloucestershire) のマナー (5,000~6,000エーカー=約2,000~2,400ヘクタール) とそのなかのガトコム・パーク (Gatcomb Park) の邸宅) を6万ポンドで購入していることから推察される (Cf. X, pp.95-6. 現在は、アン王女の住居)。彼も当時の英国の風潮通り、産をなしてジェントルマンとして余生を送ろう、と考えていたのであろう (この目論みはJ. ミルによって、経済学者、さらには政治家の道を進むよう軌道修正されるが)。

彼がストック・ジョッパー、さらにはローン・コントラクターとして産をなす背景には、18世紀末から断続する対仏戦争 (1793~1815. 大陸またはナポレオン戦争) がある。英国政府は年々巨額の戦費を必要とした。その主な調達法は、次の三つ。(1)戦時特別税としての所得税。150ポンド超の所得1ポンドにつき1シリングを課す。アミアンの和約 (1802年) で一旦廃止されたが、翌年復活され、1806年からは150ポンド超の所得1ポンドにつき2シリングに増税。(2)「不確定債」 (Unfunded Debt) と総称される大蔵省証券等の短

期債。(3)「確定債」(Funded Debt) と呼ばれる永久国債(コンソル)の発行。通例、これは(2)の「不確定債」借換えの形で発行される。戦時中は巨額の起債が行われ、事実上、(1)と並ぶ戦費調達の主役となる⁹⁾。リカードウは、この引受人として活躍し、大いに成功する。それは、上述のように1814年のガトコム・パークの購入からも窺えよう。

15年の起債は、エルバに流された(1814)後、復活したナポレオン(15年3月～6月のいわゆる「百日天下」)に対する戦費として、ワーテルローの戦い(6月18日)の僅か4日前に行われた(起債額は最大規模の3,600万ポンド)。その引受に成功したりカードウは「有り金をはたいて」、「相当の利得者となった」。第1に、契約前に売却した証券を「はるかに安い価格」で新国債に置換することによって。第2に、彼の資力を超えてあえて引受けた部分を3～5パーセントのプレミアム付で処分することによって(VI, p.233. 6月27日付, マルサス宛書簡)¹⁰⁾。ちなみに、よく知られたことだが、東欧系ユダヤ人(Ashkenazim)で19世紀きっての富豪・ロスチャイルド(Rothschild)家の基礎も、この時に固まった。ロスチャイルド(Nathan Mayer Rothschild, 1777-1839)は、息子の一人を戦場近くに派遣し、手配済の馬車と船を乗り継がせて政府よりも早く勝報を入手し、それが市場に伝わる前に国債を大量に買い、(おそらくリカードウとは桁違いの)巨額のキャピタル・ゲインを得たから。16年以降は、リカードウ組に代わって、ロスチャイルドがしばしばローン・コントラクターになる。

- 1) 父・エイブラハムの生年は、1750年とされていたが(Cf. Jacob Hollander, *David Ricardo A Centenary Estimate*, p.24. 堀訳『リカードウ研究』[有斐閣, 1941年] 21ページ参照), スラッフアの調査により1933年に訂正された(Cf. X, pp.19-20.)。
- 2) Cf. Hollander, *op. cit.*, p.23. 前掲邦訳, 19ページ, 参照。
- 3) スラッフアは Joseph Israel Ricardo が二度結婚したと述べたが(X, p.19), 後にこのように訂正(XI, p.xxiv)。Hannah Abaz がユダヤ教に改宗して Hannah Israel に改姓したことによる(Cf. Henderson, p.82.)。
- 4) ここにいうロンドンとは、本来の City of London (通例, 単に City) を指す。先住民がいたと考えられるが、事実上、テムズ河口から50マイルほど遡った地に、紀元43年, ローマ軍が駐屯したことに始まる(Londinium)。アイスランドの部族の侵入に遭

い、ローマ人が2世紀に6つの門をもつロンドン・ウォールを建設。ウォール内の面積は約677エーカー(約274ヘクタール)。5世紀にローマ軍が去り、ウォールは損壊したが、7世紀にサクソン人、11世紀にノルマン人が修復・改善。13世紀にロンドン塔完成。シティが歴史的に常に商業の中心地であったことは、多くの街路名に示される。旧魚街 (Old Fish St.)、魚街 (Fish St.)、パン街 (Bread St.) 等。ロンバード街 (Rombard St.) はイタリアの両替商が店を構えてその名を得た。

ユダヤ人はウィリアム征服王とともに来住し、旧ユダヤ街 (Old Jewry St.) の名を残す。17世紀半ばにアムステルダムから移住したユダヤ人は、さらに東のブロード街 (Broad St.) と家禽街 (Poultry St.) に沿って住む。

ちなみに、遅れてロンドンに移住した東欧系ユダヤ人は、ほとんどがウォール外に住んだ。ユダヤ人同志でも、スペイン・ポルトガル系と東欧系とは別々に集住した。貧富の差もあるが、主としてユダヤ教聖典を教会でヘブライ語で唱える際、先住地域により訛が異なり、同じ会衆に属し難いことによる、とのことである。

5) ロンドン証券取引所は、コーンヒル街 (Cornhill St.) とブロード街との交差する所に、1566-67年に建てられた王立取引所 (Sir Thomas Gresham's Royal Exchange) に由来し、元来は銀行家・金匠・諸商人等が同所内のそれぞれの個所に集まって取引する場所であった。各同業組合に定員があり、ユダヤ商人は次第に証券取引に特化したため、結果的にストック・ブローカーの定員は12名ということになった。

1666年のロンドン大火後、69年に再建された。しかし17世紀末に混雑する取引所を締め出された証券取引業者たちは、コーンヒル・ロードとロンバード街の間にある取引所小路 (Exchange Alley) 界隈の喫茶店で取引を行うようになり、17世紀末から1773年までは、ここが証券取引の中心地であった。その後、取引所付近の縫針街 (Threadneedle St. ここにイングランド銀行がある。同行が「縫針街の老嬢」[Old Lady of Threadneedle St.] と呼ばれる所以) に移る。

ストック・ブローカーは、顧客の証券取引を仲介するのが本業であるが、勿論、自前の取引も行える。これに対してストック・ジョッパーは、自前の取引が本業。しかし、業態として両者に大差はない。ただし、取引所登録の正会員は前者に限られる。

6) ユダヤ教を捨てた後、デイヴィッドはユニテリアン (Unitarian) になったともいわれる。ユニテリアニズム (Unitarianism) は非国教派のなかで三位一体を認めない最も自由で合理的な教義であり、彼はそれとのかかなりの関わり (集会出席、寄付等) があったことは確かだが、それに改宗したという確証はないようだ (Cf. X, pp.39-41/Henderson, p.163)。

7) これは1823年4月4日付のゴールドスミット (I. L. Goldsmid, 1778-1859) 宛返信。ゴールドスミットは地金商でユダヤ人解放の闘士 (Cf. IX, p.278, n.)。彼は、「メアリ・アン・カーライル (Mary Ann Carlile) の囚獄からの解放を求める請願」に関してリカードウの行った議会演説 (Cf. V, pp.277-80) に賛同する書簡を寄せた (返信の冒頭

でリカードは、「宗教的自由に賛成して……私が議院で演説した見解に貴方の表明されたご賛同に大いに満足しています」[IX, pp.277-8], と記しているから)。この演説で彼は、「宗教的見解に対して、訴追はけっして行われるべきではない」(V, p.278)と主張した。ちなみにカーライルは、『トーマス・ペイン (Thomas Paine, 1737-1809) の神学的著作への付録』(*An Appendix to the Theological Works of Thomas Paine*)を1冊販売して「瀆神的中傷」の廉で訴追され、1年の投獄と500ポンドの罰金を宣告され、刑期は満了したが罰金が払えず、なお獄中にあった。

- 8) ユダヤ教は母系的で、母がそうであれば、父の宗旨にかかわらず、子供もそうとみなされる、とのことである (Cf. Henderson, p.167)。母の役割が重要なだけに彼女の嘆きと怒りは激しく、夫にデイヴィッドを「追い出させた」ともいわれている (X, p.37)。

なお、J.ホルンダーによると、ポルトガル系ユダヤ人の息子が宗旨外の娘と結婚すると、死者として葬られるとのことである (Cf. Hollander, *op. cit.*, pp.33-4.)。これには同時代の証言もあるが、それが行われたという記録はない、とのこと (Cf. X, p.378, n.1/Henderson, pp.166-7)。

- 9) さしあたり、cf. E. L. Hargreaves, *The National Debt*, 1930, Chaps. 7 and 8. 一ノ瀬・斎藤・西野訳『イギリス国債史』(新評論, 1987年), 第7・第8章, 参照。
- 10) ちなみにマルサスは、この時リカードウから2,000ポンド分の国債を分けてもらったが、ウェリントン (A. W. Wellington, 1769-1852) の勝利を確信できず、すぐ売却することをリカードウに依頼し、僅かのプレミアムを得るにとどまる (Cf. VI, pp.229, 231 and 233. 前二者は売却依頼とその労への礼を含み、それぞれ6月11日および6月19日付のリカードウ宛書簡。最後は6月27日付のマルサス宛リカードウ書簡)。マルサスの弱気の理由は、それへの返書・7月16日付のリカードウ宛書簡 (VI, p.235) に示される。

第1章 「地金論争」におけるリカードウ

1 「地金論争」とその背景

英国は1793年に対フランスの(第1次)大陸大同盟に加わり参戦する。当初英国は、主として同盟諸国の銀行・兵器廠の役割を果たし、兵員の派遣は部分的にとどまったが、大陸同盟諸国への援助金・借款供与のために財政支出が膨張し、貿易収支は有利であったが、国際収支は逆調であった。1797年当初、イングランド銀行の金準備は低い水準にあり、同行は割引を制限しつつあった。その矢先に、同年2月18日(土)、フランス軍侵入の噂からニューカッ

スルの地方銀行に取付が生じ、20日(月)に同地方の地方銀行が破綻(支払停止)する。これを発端にイングランド銀行からの金貨の国内流出 (internal or home drain)が生じる。25日にフリーゲイト艦からのフランス軍上陸(ウエールズのフィッシュゴード [Fishguard])の知らせがロンドンに届き、金融市場の「驚愕」(alarm)はさらに強まり、同行の金準備は急減する(後に明らかとなるが、28日の同行金準備は、108万9千ポンドに落ち込んでいた。通例は、少なくとも4~500万ポンド)。26日(日)、緊急勅令にあたる「枢密院令」(Order in Council)により、同行は、翌営業日から緊急に正貨支払を停止し¹⁾、ついでこれが議会により追認される²⁾。

こうして、いわゆる「銀行制限」(Bank Restriction)期(1797~1821年)が始まる。その直後に同行が大幅に割引・発券を緩和したため、当面、ロンドン金融市場の貨幣恐慌は沈静し、ほとんど混乱もなく世紀を越える。しかし1799年および1800年の連年の穀物不作により穀物価格が著しく騰貴し、穀物輸入が増大する。これが貿易収支を圧迫し、為替下落をもたらす。戦時下の船賃・保険料の上昇を一因として東洋物産の価格も上昇する。金地金価格も铸造価格を超えて騰貴する。

これら一連の現象をいち早く捉えて、不換イングランド銀行券の過剰発行によるインフレーションと説いたボイド(Walter Boyd, 1754?-1837)の著作『ピット閣下への書簡』(*A Letter to the Right Honourable William Pitt, on the Influence of the Stoppage of Issue in Specie at the Bank of England, on the Prices of Provisions, and Other Commodities*, 1801; 2nd Ed., 1801)が「地金論争」の口火を切る。彼はこれらが主として不換イングランド銀行券の過剰発行に起因すると主張し、後来の「地金主義」(bullionism)の先駆をなした³⁾。同行の「支払制限」直後に、これによって同行券への「信頼」は揺るがず、同行理事達の「賢明な裁量」によりアッシニア紙幣の轍を踏むことはない、と論じていたベアリング(Francis Baring, 1740-1810)⁴⁾が、直ちにこれに反論する(*Observations on the Publication of Mr. Boyd, M.P.*, 1801)⁵⁾。やや遅れて出版されたソントン(Henry Thontton, 1760-1815)の『紙券信用論』(*An Enquiry into the Nature and Effects of the Paper Credit of Great Britain*, 1802)もボイド批判を一つの目的とする⁶⁾。やがて事態の

鎮静化に伴い論争も下火となるが、なお幾つかの文献を生み出す（例えば、Lord P. King [1775-1833], *Thoughts on the Effects of the Restriction of Payments in Specie at the Bank of England and Ireland*, 1803. 2nd Ed.: *Thoughts on the Effects of Bank Restrictions*, 1804. 本書はリカードウの先駆として注目される)⁷⁾。以上が「地金論争」のいわば序幕をなす。

しかし同様の現象がより甚だしい形で1809年に再来し、戦争終結までのほぼ5年間持続する。これが「地金論争」本格化の背景をなす。

2 リカードウの「地金論争」への登場

(1) デヴィウ論稿・「金の価格」

この機を捉えて、いわばアマチュアとして約10年間、経済学を研究し続けていたリカードウが、経済的時事評論家として「地金論争」に一石を投じる。『モーニング・クロニクル』(*Morning Chronicle*) 紙⁸⁾・1809年8月29日号に「金の価格」(*The Price of Gold*)と題する彼の匿名投稿がそれ。そうしてやがて、論争の一方・「地金主義」の闘将となる。ここにおいて、彼はこう主張する。1774年の金貨改鑄以来、1792年まで、金地金の市場価格（以下、たんに「金価格」という。）は、その鑄造価格（Mint Price: 標準金 [22カラット] 1オンス = 3ポンド17シリング10ペンス半。当時実在のギニー金貨に即すると、標準金1重量ポンド = 44ギニー半、1ギニー = 1ポンド1シリング）を僅かに下回っていた。改鑄以来金が唯一の貨幣本位であり、正貨としての金鑄貨は、最軽量目規定のもと、鑄造価格通りの金量目を常に含んでいるからであり、またイングランド銀行が同行券の正貨支払（即時・無条件兌換）を続ける限り、ある券面額の同行券は常に同額の正貨と等価であり続けたからである。しかし現在、金価格は同行の支払制限以来漸次上昇し、「ここ二、三週間、オンスあたり4ポンド13シリングの高さにあり、これは〔鑄造価格に比べて〕ほとんど20パーセント近く〔約19.4パーセント〕の騰貴」である (III, p.15)。これは97年の正貨支払制限以来の固有の現象であって、「同行が同行券を正貨で支払う限り、金の鑄造価格と市場価格との間にいかなる大きな相違も生じるはずがない。……高い金の市場価格から個々人が大いに利益を得られるようになると、鑄貨は融解されて、これらの取引に従事している人々の

考えに最も合う通りに、地金として売られるか、あるいは輸出される……。それゆえ、同行が正貨で支払っている間に金がオンスあたり4ポンド以上に騰貴したとすれば、これらの取引業者は、彼らの銀行券を同行で兌換して、銀行券の3ポンド17シリング10½ペンスごとに金1オンスを手に入れるであろう。この金は融解されて、4ポンド以上で売られるか、または輸出されるであろう。しかもこの操作は毎日、実際は毎時間繰り返され、同行が流通から余分の同行券を引き上げるまで続き、それによって金の市場価格と造幣価格とを同じ水準に戻すであろう。これこそ同行からの過剰発行を妨げるために存在する唯一の抑制であり、非常によく知られているため、同行があえて過剰発行すれば、けっして無事には済まなかった。」(III, pp.15-6.) 明らかにリカードウは、兌換が行われている場合も過剰発行によって金価格は騰貴するが、それが兌換を喚起することは周知だから、同行は自制して、その無暴をあえて行うことはなく、現実に金価格が騰貴することはなかった、という。つまり彼によれば、兌換・不換を問わず金価格騰貴は過剰発行によって生じうるが、過剰発行とその結果としての金価格騰貴が兌換制下では兌換を喚起する。それゆえ同行も自制を余儀なくされるため、過剰発行・金価格騰貴が現実に生じることはなかった。兌換下の経験をこのように推論して、彼は、兌換をもって過剰発行の「唯一の抑制」と断じているのである。

しかし不換制のもとではこの「抑制」が存在しない。このもとではイングランド銀行は民間銀行として私益を追求して発券・貸出を拡大し、その結果、過剰発行は必至、とりカードウはインプリシットに推論する。そうしてこれによって銀行券の「減価」=代表金量の減少が生じる。この「減価」した銀行券で表された金価格は必然的に鑄造価格を越えて騰貴し、為替相場が下落し、諸商品の価格が上昇する、と。

以上の彼の主張において、幾つかの点が注目を要する。それらは、生涯にわたる彼の通貨・銀行論に貫く特徴をなす。第1に、正貨流通を基準に、時々流通界が吸収しうる通貨量にある限界があること、つまりは通貨の流通必要量が把握されていること。第2に兌換・不換を問わず、銀行券を価値標章としての紙幣と同一視すること、つまりそれを信用貨幣としてではなく、事実上、最終決済を要しない通貨=現金と捉えられていること。したがって第

3に、その兌換は、銀行の自己宛債務の請求次第無条件の持参人への支払(決済)としてではなく、それと金正貨との等価性(同量の金量目の代表という意味での)を保障する条件としてのみ考慮されていること。第4に、「同行[イングランド銀行]が貸出そうと思う限り、借手は常に存在するであろうから、[不換下においては]同行の過剰発行にまったく限度はありえない」(III, p.17)と想定していること、換言すれば、固定利子率のもとに、資金需要は、事実上、無限と想定していること。というのは、当時、イングランド銀行は「高利禁止法」に制約されて手形割引率を5パーセントに固定し、割引を質的(手形期間・貸出先の健全性等)・量的に制限するだけの、いわば「窓口規制」のみを行っていたから(しかし現実にそうであったように、市場割引率がこれを下回る時、はたして同行にどれほどの資金需要があるだろうか?)。この他にも1つ、つけ加えるとすれば、ここにいう「為替相場下落」は、為替平価を巡る為替相場下落ではなく、正確には、むしろ為替平価下落と特定されるべきものである。その下落は、彼が指摘しているように、兌換下の為替相場の平価から現送費の「限界」内の変動を超えていて、金価格騰貴に「逆比例」して下落しているからである(III, pp.18-20)。これらを通じて彼は、当時の経済的異常現象を、事実上、古典的インフレーションと捉えていることが分かる。そうしてその責任はあげてイングランド銀行の過剰発行にあり、「同行がすべての金融資産家(moneyed man)の財産価値を意のままに減少させる危険な権能を託されているため」である。それによって同行は、「食糧および生活必需品の価格を騰貴させることにより、公的年金受領者やその他の固定所得しかなく、その結果、負担のどの部分も彼らの肩から転嫁しえない人々を害している」(III, p.21)。以上の現状把握からすると、これら一連の異常現象とそれによる経済的弊害に対する対策は、おのずから明らかだ。それは必然的に兌換制への復帰以外にない。しかし彼は、即座の復帰を求めない。直接には、それに至る経過措置を提唱する。すなわち、まず、議会在兌換義務を課することなく銀行券量を「二、三百万[ポンド]流通から引上げることがイングランド銀行に命じるべきである。これによって「間もなく」金価格は鑄造価格に低下し、諸商品価格も同様に下落し、為替変動も平価を巡る「限度」内に制限されるだろう(*Ibid.*)。このような事態の正常化

の後に、兌換が再開されるべきだ、と。この経過措置の含意は、ほとんど自明だろう。それを経ずに兌換を再開すれば、金価格が鑄造価格を超え、あるいは為替相場が異例の（上述の「限度」を超えて）下落した状態にある限り、彼の考えによると、同行は、日々、兌換請求に直面し、早晚、それに対応しきれない窮状に陥らざるをえないだろうから。

(2) 「金の価格」への反響

リカードウのこの処女論稿に対して、間もなく反論が同じ『モーニング・クロニクル』紙上に現れた(1809年9月11日付, 同紙, 9月14日号)。「銀行券の友だが同行 [イングランド銀行] 非理事」という匿名のもとに。やがて明らかとなるが、それは証券取引所の友人・トラウアー(Hutches Trower, 1777-1833)の投稿であった(III, p.22, n.1)。彼の主な論点は、リカードウの反論(同紙, 9月20日号)によると、おおよそ次のように要約できる。(1)現在の金価格の騰貴は、通例の金供給がとだえている現在、金需要の増大による。(2)兌換再開が適切となった時には、「金の標準価格をその市場価格に近づけるために変更する必要があるだろう」、つまり、鑄造価格自体を金市場価格まで引上げることが必要、と論じた。最後に、(3)銀行券量の増大は利子率に影響するだけで、その「減価」をもたらすものではない、と。第1についてリカードウは、的確に金価格と一般の商品価格との相違を指摘し、金需要が大きくなって金価値=金の諸商品購買力が増大したとしても、銀行券の「減価」が生じていない限り、金1オンスは常に金1オンスと等価であるから、金需要は金価格に影響しえない、と反論する。第2については、銀行券過剰のまま鑄造価格を引上げても、金価格は(銀行券過剰=「減価」はそのままだから)、引上げられた鑄造価格をさらに上回って上昇するだけだろう、と反論する(III, pp.22-5)。最後の点については、スミスに依拠しつつ(Cf. WN., Book II, Chap. IV, esp, pp.352-6), 「貨幣の利子率は、資本のうち・流通手段からならない部分 [生産資本] のみの利潤率によって規制されるのであって、その利潤率は流通のために用いられる貨幣量の大小とはまったく無関係であり、流通手段の増大はすべての諸商品の価格を上昇させるであろうが、利子率を低下させないであろう」(III, p.26)と論じた。これは、この時期にリカード

ウが、すでにスミスの「生産資本」視点を信奉していることを窺わせる⁹⁾。

なおトラウアーへの二つの反論および『全集』編者の註記によると、当時のいわば「うるさ型」ともいうべきコベット (William Cobbett, 1762-1835) が、リカードウは「地方銀行家たちがイングランド銀行の何らかの削減の空白をみたすために貨幣を供給しない、とでも想像するのか」と批判した (Cobbett's Political Register, 16 Sept, 1809)。リカードウは「私見ではそのような結果は生じないで、反対に、このような措置により、地方銀行家たちは、彼らの銀行券を [イングランド銀行券の削減より] かなり多くではないにしても、少なくとも同様に多くを呼び戻さざるをえない」と反論する。彼がそう考える理由は、イングランド銀行券量だけが縮小して地方銀行券量が変わらなければ、前者が後者より「高価」になり＝より大きな購買力をもつため、地方銀行家たちは、自行銀行券のイングランド銀行券との交換を請求されるため、結局、両者の比率が同じになるまで地方銀行券も縮小せざるをえない、というところにある (III, pp.26-7, incl. p.26, n.2)。つまりリカードウは、地方銀行券量はイングランド銀行券量の動向に随順する、と考えている。この両者の関係は、地金論争においてはもとより、通貨論争においても重要な係争点の一つをなす。後 (『地金高価論』) に明らかとなるが、ここでリカードウは、事実上、国際的金本位の自動調整論をロンドンと地方の通貨流通圏に適用していると考えられる。

また『全集』編者の註記によると、「マーケイター」(Mercator) という署名のもとに、「留保なしに」リカードウの「金の価格」における見解を支持する書簡が『モーニング・クロニクル』紙の1809年9月7日号に掲載された。「非商人」(No Trafficker) と署名した人物が、『パイロット』(Pilot) 紙・同年9月8日号でリカードウおよびマーケイターを批判した。後者は『モーニング・クロニクル』紙・同月12日号でこれに答え、翌13日の『パイロット』紙での「非商人」の二人の「共謀」等の非難についてだけ、リカードウは簡単に「『非商人』は間違っている。「マーケイター」の見解は、彼と同様に『モーニング・クロニクル』紙を通じて私は知っているだけだ」と答えている (Ibid., p.27, incl. n.1)。以上は、彼の投じた一石がかなりの波紋を広げていることを示している。

貨幣本位を巡るリカードウのトラウアーに対する第2の回答においては、金を本位とする彼の見解が、リヴァプール卿 (Charles Earl of Liverpool, *A Treatise on the Coin of the Realm*, 1805) や J. ステチュアート (James Steuart, *An Inquiry into the Principles of Political Oeconomy*, 1767) の見解に一致することを、引用によって示している(ただし、Sir James Stewart と誤記)。これによって、この段階における彼の経済学研究の広がりがある程度推察されよう (Cf. III, pp.30-33)。

- 1) さしあたり、cf. J. Clapham, *The Bank of England A History*, 1944, Vol. I, pp. 271-2. 邦訳『イングランド銀行』I, 308-10ページ, 参照。Further cf. F. W. Fetter, *Development of British Monetary Orthodoxy 1797-1875*, 1965, pp.21-23.
- 2) 97年11月, ジョージ3世治世第38年法律第1号。次いで同治世第42年法律第40号および同治世第43年法律第18号によって延期され, 最終的には1803年12月の同治世第44年法律第1号によって「決定的平和条約批准後6ヶ月」まで延期された (Clapham, *op. cit.*, II, p.1, n. 上掲邦訳, II, 1ページ)。
- 3) 詳しくは, 渡辺佐平「ボイド『ピット閣下への書簡』」(同著『地金論争・通貨論争の研究』[法政大学出版局, 1984年], 所収), 参照。
- 4) 詳しくは, 小稿「フランシス・ベアリング『イングランド銀行論』の一考察」(大分大学『経済論集』, 14巻1号, 1962年), 参照。
 なおソーントンも, イングランド銀行兌換停止直後の同行に関する議会両院の「秘密委員会」の「証言」において, ベアリングよりさらに明確に, 貨幣恐慌時における「最後の貸手」としての同行の責務を説いている (Cf. Thornton, *op. cit.*, ed. by F. A. von Hayek, 1939, pp.281, 286-8 and 298)。
- 5) 渡辺「フランシス・ベアリング卿のボイド批判」(前掲書, 所収), 参照。
- 6) Cf. Thornton, *op. cit.*, p.67.
- 7) 渡辺「キング卿の紙券通貨減価論」(前掲書, 所収), 参照。なお, リカードウが本書を高く評価していることは, 『地金高価論』(*The High Price of Bullion, a Proof of the Depreciation of Bank Notes*, 1810) の「序言」(Introduction) において, 「キング卿によって非常に見事に説かれた議論にほとんどつけ加ええないことを承知している」と記していることから明らか (III, p.51)。
- 8) 本紙は, ホイッグ反主流派の主要な機関紙であったばかりでなく, 1821年に主導権を『ロンドン・タイムズ』紙に奪われるまで, 当時の最も有力なクオリティ・ペーパーであった (Cf. A. Aspinall, *Politics and the Press c. 1780-1850*, 1941, p.69)。
- 9) トラウアーとの論争は, 『モーニング・クロニクル』紙上でもう一度応酬が繰り返さ

れ、それ以後は私信で続けられた。以上のリカードウの批判にトラウアーは事実上屈して、銀行券は金ではなく減価した銀鑄貨を代表している、と銀行券の「減価」を否定する新たな論点をもち出す(同紙, 10月30日号)。これは銀を貨幣本位というに等しく、これに対してもリカードウは、1774年の金貨改鑄以来、金が本位であることに疑問の余地がない、と反論する(同紙, 11月23日号)(Cf. III, pp.28-33)。

『全集』編者によると、私信は全部で少なくとも4通(各2通)書かれたが、現存するのは各1通。それによると、係争の中心は、引き続き、金・銀いずれが本位かにある(Cf. III, pp.33-46)。

[後記] 本稿をお読み下さった岡山大学名誉教授・羽鳥卓也氏からご教示とご注意をいただいた。ご厚情に深く感謝する。